

第3次男女共同参画基本計画（案）に対する提言

民主党子ども・男女共同参画調査会

子ども・男女共同参画調査会では、政府が進めている第3次男女共同参画基本計画策定にあたって、関係団体からのヒアリングや議論を続け、以下の通り提言を取りまとめた。政府においては、それらを踏まえ計画策定に取り組んで頂きたい。

- ① 政府は、男女共同参画会議の答申の内容を最大限尊重して第3次男女共同参画基本計画を策定すること。また、基本計画の実施状況、女子差別撤廃委員会からの最終見解への対応等に関して定期的に監視するため、男女共同参画会議における体制を強化すること。

政府の施策の監視体制の強化に加えて、施策の影響を正しく把握する観点から、ジェンダー統計の整備を一層強力に推進するとともに世論の動向を把握すること。なお、各種の政府の計画における数値目標等についても、その達成状況を可能な限り男女別に示すこと。

- ② 成果目標については、できる限り実効性のあるものを盛り込むこと。基本計画に添付される参考指標についても、具体的施策を着実に実施することによって男女共同参画社会の形成が一層加速されるよう、その数値の推移を定期的にフォローアップし、その結果を公表すること。

- ③ 政府は、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」という目標の達成に向けて、ポジティブ・アクションの検討や実施などについて経済団体、労働組合をはじめとする関係者に強力に働きかけること。

- ④ 経済の牽引者としての女性の役割を認識し、M字カーブ問題の解消に向けた施策を強力に推進するため、労使との連携を図りつつ、特に以下について取り組みを進めること。

- ・ 女性の職場復帰や再就職の支援を推進すること。
- ・ 男女間の賃金格差の解消など職場における男女の均等な機会と待遇の確保や、非正規労働者の正規労働者との均等待遇の確保に向けた具体的な施策を講じること。
- ・ 家庭との両立が可能な労働時間の実現に向け、長時間労働の抑制に向けた取り組みを一層促進すること。

- ・ 働き方・暮らし方の選択肢拡大に向けた施策を充実し、ワーク・ライフ・バランスの一層の推進を図ること。その際、非正規労働者、自営業者、求職者も含め、様々な就業状況にも応じることができる公的保育サービスを確実に保障するため、新しい仕組みの導入を検討すること。
- ⑤ 女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものであることから、特に以下について留意すること。
- ・ 配偶者等からの暴力の防止、被害者の保護に向けて施策を推進するに当たっては、配偶者暴力防止法の運用状況も踏まえながら、同法の改正も視野に入れつつ取り組みの充実・強化を図ること。
 - ・ 子どもが暴力の被害者になることを防ぎ、また、子どもが将来暴力の加害者になることを防ぐため、暴力は人権侵害であり絶対に許されるものではないことについて、子どもの頃からの教育・啓発を推進すること。
 - ・ 「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」については、政府は、改正に向けた議員立法の動向も十分に踏まえた上で必要な対応を検討すること。
- ⑥ 男女共同参画社会形成に向けて、政府は国民の理解を得るための手だてをより一層講じるとともに、男女共同参画の裾野を広げるよう、男性やこれからの時代を担う子ども・若者世代に積極的にアプローチすること。
- ⑦ 来年1月に発足するUN Womenとの協力や、男女共同参画に関わりの深い条約の批准や選択議定書の早期締結など、国際的な連携の下で男女共同参画を推進すること。
- ⑧ 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援に関し、安定的な収入、雇用、生活の確保に向けた施策の充実を図ること。

以上